

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月 9日午前10時00分				議 長	山野井 隆
	散会	令和7年 9月 9日午後 2時03分				議 長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
農	業 委 員 会 会	長	海	老 原 丈	夫
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸 行
総	務 部	長	吉	田	文 彦
政	策 推 進 部	長	齋	藤	嘉 彦
財	政 部	長	田	中	英 樹
健	康 福 祉 部	長	彦	坂	哲
こ	ど も 部	長	助	川	直 美
ま	ち づ くり 振 興 部	長	森	川	和 典
建	設 部	長	渡	来	真 一
都	市 整 備 部	長	浅	野	和 生
教	育 部	長	飯	竹	永 昌
消	防	長	岡	田	直 紀
総	務 部 次	長	立	野	啓 司
こ	ど も 部 次	長	佐	藤	睦 子
都	市 整 備 部 次	長	中	村	有 幸
会	計 管 理	者	斉	藤	理 昭
総	務 課	長	土	谷	靖 孝
保	育 課	長	山	田	英 紀
農	政 課	長	染	谷	久
管	理 課	長	山	田	哲 也
教	育 総 務 課	長	澤	部	慶
指	導 課	長	丸	山	信 彦
教	育 総 合 支 援 センター	長	仲	田	敦 夫
管	理 課 副 参	事	倉	持	哲 也

令和 7 年第 3 回取手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 岡口すみえ 議員
- ② 佐野 太一 議員
- ③ 遠山智恵子 議員

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①岡口すみえ 議員
- ②佐野 太一 議員
- ③遠山智恵子 議員

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 皆さん、おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。本日は 9 月 9 日、重陽の節句——別名、菊の節句でございます。奇数が重なることから、昔から吉日とされております。このよき日にちなみまして、本日は菊のコサージュを身につけて登壇させていただいております。このような節目の日に、令和 7 年第 3 回定例会一般質問の最終日、トップバッターとして一般質問させていただけることに、改めて感謝申し上げます。また、おとといは茨城県知事選挙・県議会議員補欠選挙も行われました。市長さんをはじめ執行部の皆様におかれましては、お忙しい中ご準備、本当にありがとうございました。ぜひとも前向きな御答弁を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。傍聴にお越しくださっている方々、またインターネット配信等で御覧いただいている皆様方、ありがとうございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。資料もございますので、席を移動させていただきます。

〔3 番 岡口すみえ君質問席に移動し資料を示す〕

○3 番（岡口すみえ君） 最初に、英語教育の充実について質問します。グローバル化が急速に進む中で、児童生徒に対する英語教育の重要性はますます高まっています。英語を教科として学ぶだけでなく、使える英語を身につけることが求められています。近年、茨

城県内外においても英語教育の充実に積極的に取り組む自治体が増えております。

資料をお願いいたします。例えば、つくば市では小学校段階から英語による理科や音楽などの教科横断型授業に取り組み、守谷市では地元企業や地域と連携した実践型の英語活動を進めています。私は市内や近隣市の私立小学校に行き、英語教育の取組について話を伺ってきました。私立学校独自の英語プログラムを有し、ネイティブ教員と日本人教員によるティーム・ティーチングの下、1年生から体系的な英語教育が実施されています。取手市内の私立小学校、また、つくばみらい市の小学校などがその代表例であり、発表力・表現力の育成に大きな成果を上げています。一方で、グローバル社会の進展や大学入試改革、そして将来的な職業選択の幅を広げる観点からも、英語教育は早期からの実践的な学びが一層求められています。こうした背景を踏まえれば、取手市立の小中学校においても今後さらに英語教育の充実に図っていく必要があると考えます。私は昨年3月、初めての一般質問においても、英語教育の推進について質疑を行いました。本日は改めて取手市における英語教育の現状と課題についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。使える英語ということですので、「My mission is to empower the children of Toride City by improving their English skills.」——つまり「私の使命は、子どもたちの英語力を向上させることによって、子どもたちに力を、自信であるとか可能性を与えることだ」と、そのように考えています。子どもたちが生きていく世界では、やっぱりこの不確実性の世の中においては、何事も自分事として考えて、表現して、行動していくという、そういう力が非常に求められているんだと思います。本市の特色でありますアートを活用した教育を推進しているというのも、そういったところがございます。英語教育というのも単なる言語教育ではないと考えています。子どもたちが英語を学ぶ過程において、自分が思っていること、考えていることを表現する、それによって、グローバル社会においても必要な、多様な他者と協働しながら自らの考えを的確に伝えていく、そういったところもあるのではないかなと考えています。英語教育は、繰り返しになりますが、単なる言語教育にとどまらず、思考力、判断力、表現力、そしてコミュニケーション力を高めるような総合的な教育であると考えていまして、今後より一層力強く推進していきたいと考えているところです。本市の現状と課題については、この後、部長のほうより答弁させていただきます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。本市の英語教育の現状についてですが、現在の小中学校での英語教育は、現行の学習指導要領に沿った形で、小学校3・4年生は外国語の活動として週に1時間、英語に慣れ、聞いて話す力の土台を育てるということを目標に、また、小学校5・6年生は、外国語科とし

て週に2時間、英語を伝え合う力の基礎を育てることを目標に学習しております。また、小学1・2年生につきましては、学習指導要領には位置づけられておりませんが、月に1回から2回、歌やダンス、ゲームなどを通じまして英語に慣れ親しむことを目標に、英語を学習しているところでもございます。また、中学校の外国語科では、全ての学年で英語の学習を週に4時間、聞く・読む・話す・書くの4技能をバランスよく育成すること。また目的・場面・状況に応じて英語で情報や考えをやり取りする力を養うこと。また多文化理解と主体的な学習態度を育て、英語でコミュニケーションを図ることなどを目標に学習しているところでもございます。実際の英語の授業では、日本人の英語教員に加えまして、英語指導助手——いわゆるALTを配置し、児童生徒が生きた英語に触れ、英語を使う楽しさを体験できるようにしております。

また、学習の成果としまして、毎年、文部科学省が全国規模で実施している中学校3年生を対象とした英検I B Aの結果におきまして、英検3級以上の実力を有する本市の中学校3年生の割合は、令和5年度は63%、令和6年度は62%となっております。令和5年度の全国平均が49%、令和6年度の全国平均が52%となっております、大きく上回っている状況でもございます。一方、課題についてですが、児童生徒が互いの考えや思いを英語で表現し伝え合う能力を、十分に伸ばせていないということが挙げられます。この背景には、文法や語彙の知識習得が不足していたり、コミュニケーションを実践する機会が不足していたりすることもあると捉えております。知識習得はもちろんですが、聞く・読む・話す・書くの4技能を活用して、実際に英語でコミュニケーションを行う言語活動を重視し、授業で間違いを恐れず積極的に英語を使って表現しようとする態度を育成すること、英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積むこと、こういった活動を充実させることが重要であると考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。生きた英語に触れ、英語を使う楽しさを体感できるよう工夫して取り組んでいるということ。一方、課題は、互いの考えや思いを英語で表現し伝え合う能力を十分に伸ばせていないということにあることを理解しました。

続きまして、ALTの学校における配置状況や活用状況について、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。取手市は現在、令和7年度から3年契約で民間業者に委託し、ALTを15名、市内公立小中学校に配置しております。児童生徒が英語を使ってコミュニケーションする機会を充実させるために、ALTの存在は極めて重要だと考えております。ALTを効果的に活用して、生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業、これらを展開することで、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション力の育成や国際感覚などを育成することを目指しております。授業の中で、できる限り生きた英語を聞くことで、児童生徒の

発音やリスニングスキルを向上させ、英語でのコミュニケーション力を育成しているところでございます。ALTとの英語でのやり取りを通して、児童生徒は教科書に掲載されている定型表現はもちろんのこと、実際のコミュニケーションに必要な、自分の言葉で伝える力を育むことができると考えております。また、英語を学ぶ児童生徒にとって、伝えたい気持ちを英語で表現することは、時に勇気の要る挑戦でもあります。そんな中、日本人の教員とALTとが協力して行うティーム・ティーチングは、児童生徒が安心して英語に向き合える環境づくりに大きな力を発揮していると考えております。日本人の教員は、児童生徒の性格や学習のつまずきをよく理解しており、ALTは英語の自然な響きや表現を届けてくれます。この2人が力を合わせることで児童生徒は、間違えても大丈夫、英語で伝えようとする気持ちが大切なんだと感じながら英語での表現に挑戦するようになります。このようなティーム・ティーチングの積み重ねが、児童生徒の英語による表現力を育てるだけでなく、言葉を通して伝えるって楽しいと感じる心を育んでいくものだと思っており、今後より一層、ALTを効果的に活用した英語教育を充実させていく必要があると考えているところです。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。日本人の教員とALTが力を合わせて行うティーム・ティーチングで、表現力を育てたり、伝えるって楽しいと感じる心を育んだりなど、ALTを効果的に活用して英語教育の充実を図っていることを理解しました。

続きまして、ICTを活用した英語教育の取組について、特にデジタル教材の活用やオンライン英会話など、具体的に御説明をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御答弁させていただきます。本市での英語教育における1人1台端末によるICT活用について、まずはデジタル教科書の活用について説明させていただきます。現在、小学校5年生から中学3年生までの全児童生徒の1人1台端末で、英語のデジタル教科書が使える仕様になっております。英語のデジタル教科書は、英文をタブレット端末で再生し、児童生徒がネイティブの音声を聞きながら発音練習ができます。何度でも繰り返し聞いたり、自分のペースで再生したりすることができるので、自分のレベルに合わせた発音練習が可能です。さらに、タブレット端末を自宅に持ち帰って自分で学習することも可能です。また、デジタル教科書の音声認識機能や録音・録画機能を活用することで、児童生徒は自分の発音を客観的に認識し、繰り返し練習することが可能となっております。児童生徒は、発表やプレゼンテーションの様子を録画・録音し、児童生徒の振り返りをポートフォリオとしても活用することが可能です。

続きまして、オンライン英会話についてですけれども、学校同士でインターネットを介した英語での交流授業を実践している事例もございます。お互いに英語で自己紹介をしたり、自分の学校や取手市のことを英語で伝え合ったりしております。また、海外から短期間来日して体験入学していた友達と、自国に帰国した後、インターネットを介して英語で交流する生きたコミュニケーションを体験している事例もございます。ICT活用は英語教育の質を飛躍的に向上させる可能性を秘めていますが、あくまでもこれは手段であり目

的ではありません。児童生徒が相手に伝えたい、話したいという意欲を高め、コミュニケーション能力を育むことを重要視して子どもたちに指導しております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。デジタル教材の活用、オンライン英会話など、具体的な取組についてよく理解できました。

4つ目の質問です。今後、取手市としてどのように英語教育を強化していく方針なのか、市としての取組についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。取手市の小中学校における英語教育につきましては、グローバル化が進展する現代社会において、取手から世界へと、子どもたちが将来、国際的な舞台で活躍できる力を育むためますます重要な教育分野であると認識しているところでございます。一方で、先ほど述べさせていただいたとおり、児童生徒が互いの考えや思いを英語で表現し伝え合う能力を、十分に伸ばせていないという大きな課題もございます。この課題を克服するためには、子どもたち一人一人の英語でのコミュニケーション体験を増やし、充実させていくことが必要であると考えております。そのために、現在、検討段階ではございますが、本市で検討している主な取組について御説明をさせていただきます。

まずは、日々の学校教育の中では、1人1台端末を活用したA I アバターとの英会話学習の導入を検討しております。A I アバターとの英会話学習は、これまで1人のA L Tが1対35でコミュニケーションを行っていたことを、35対35で行うこと——すなわち、子どもたち一人一人が1対1で英語でのコミュニケーションを図ることを可能としており、これまでの英語での発話量を圧倒的に増加させることができます。また、A I アバターとの会話は、子どもたちがアバターというキャラクターと対話を行うため、恥ずかしいなどの心理的な負担が少なく英語を話すことができるという点でも大きな利点がございます。さらに、個々の習熟度に応じた英語での対話が可能であり、発音や表現のフィードバックも即時に得られるため、実践的な英語力の向上にも寄与します。これらに加えて、時間や場所にとらわれず自宅においても継続的な学習が可能であり、教育の個別最適化と学習意欲の向上に資するものと捉えております。

次に、各学校に配置しているA L Tの増員を考えております。市内小中学校全20校に、毎日ネイティブの英語教員やA L Tが子どもたちの身近にいる環境をつくっていきたいと考えております。毎日ネイティブスピーカーが身近にすることで、子どもたちが自然と英語を使ってコミュニケーションを図る機会が増え、生きた英語での対話経験を積み重ねることが出来ます。また、先ほどのA I アバターで練習したことをネイティブの英語教員や増員したA L Tとの対話で活用することで相乗効果が生まれ、子どもたちは英語を自然と毎日話すようになると考えております。

続いて、子どもたちが学校で体験し身につけた英語のコミュニケーション力を、学校外で活用する場も多く設定していきたいと考えております。まさに本当に使える英語を身につけるために、また英語エキスパートを育てるためには、学校外で実践する場が必要だと

考えています。例えば、取手型STEAM（スティーム）教育として、英語で「VIVA（ビバ）」対話型鑑賞ツアーを行ったり、英語で数学を学んだり、外国の方向けの取手市の紹介ビデオを作成して市内の様々なところで流したりと、子どもたちが英語を使って実践する場を多岐にわたって広げていきたいと考えております。このような取組を実践して、子どもたちが楽しく英語に触れたり話したりプレゼンテーションをしたりと、様々な体験を積み重ねることで、子どもたちの英語力の向上を図れるよう前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。取手市立の学校に通う子どもたちにも、AIアバターやSTEAM（スティーム）教育やALTの先生との触れ合いを通して、子どもたちの英語力の向上につなげていただきたいと考えます。「I conclude my questions with the hope that Mayor Nakamura and Superintendent Ishizuka will give this matter positive consideration.」——中村市長さん、石塚教育長さんの前向きな検討を期待します。質問を終わります。

続いての質問に移ります。取手駅前の子育て支援施設の現状について、お伺いします。令和6年5月5日に、こどもまんなか応援サポーターを宣言されました。子育て世代に選ばれるまちづくりには、子育て環境の充実が欠かせません。今まさに町全体で、こどもまんなか社会を実現するための取組が進められているところだと思います。また、茨城県南の玄関口であり、取手市の顔となる取手駅前の開発におきましても、こどもまんなか社会を実現するための工夫がされると期待しているところです。現在の取手市の子育て支援は複数の施設に分かれておりますが、利用者からは、もっと便利に、もっと相談しやすい場所が欲しい、という声もあります。こちらの資料を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 隣の県の柏市では、「TeToTe（てとて）」という子育て支援複合施設が駅前にあります。1階には遊びの広場、2階には妊娠子育て相談窓口など、各階に保育、学童、相談、交流を一体化した複合施設の整備が進んでおり、市民に大変喜ばれていると聞いております。本市でも同様の取組が必要ではないかと考えています。現在の取手駅前の子育て支援施設の現状について、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 岡口議員の質問に答弁いたします。子育て支援施設につきましては、子ども・子育て支援法第61条に定められた法定計画の子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、子育て世帯へのニーズ調査を実施し、量の見込みと確保方策を5年ごとに計画し整備しております。詳細につきましては、こども部次長より答弁させていただきます。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 私からは部長の補足答弁をさせていただきます。取手駅前の子育て支援施設につきましては、取手ウェルネスプラザ内のキッズプレイルームがございます。充実した遊具に加え、地域子育て支援センターの機能があり、保育士1名が常に配置され、気軽に子育て相談ができる環境が整っており、市内外からの多数の親子連れで連日にぎわっております。また、取手駅に隣接した民間保育施設として、「たかさごスクール取手アネックス」や、さらには子育て支援センター、一時保育、病児保育、誰でも通園制度を展開する予定となっております幅広い保育機能を兼ね備えた民間保育施設が令和9年4月【「令和9年4月」を「令和8年4月」に発言訂正】にリボンとりでに開園を予定しております。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。取手駅周辺に子育て支援施設が設けられていくことを理解しました。

続いての質問に移ります。取手駅西口A街区の複合公共施設における子育て支援に向けた取組についてお伺いします。どのような構想、計画でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。A街区の複合公共施設の機能を検討するに当たりましては、駅周辺地区に不足している公共的機能について検討・分析する作業を行っておりまして、健康増進機能、子育て支援機能、市民窓口機能、起業・創業・就業支援機能、地域医療機能、文化芸術機能といったものは、おおむね充足されていると考えられる一方で、生涯学習支援機能や市民交流、活動機能といったものが不足しているという結果となりました。子育て支援機能につきましては、駅周辺地区におきましては充実していると認識していることから、A街区の複合公共施設内への子育て支援施設の整備は予定してございません。しかしながら、複合公共施設の図書館部分につきましては、子どもから大人まで多様な世代の図書ニーズに対応し、幅広い世代に御来館いただく施設としていくことを想定しており、こうした観点から絵本や児童書を配置し、親子または子ども同士で、本と親しむことが可能なスペースにつきましても整備していきたいと考えており、そこでは親子や子ども同士が声を出してコミュニケーションを深め、また飲食などもできるようにしていきたいと考えているところです。このようなスペースを整備していくことは、子どもの頃から本に親しむ環境を整備するという観点のみならず、子育て支援方策の充実という側面も有することとなると考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。図書館を核とした複合公共施設の中にも、各年齢層の子どもたちが居場所となるサードプレイスのようなスペースの確保をよろし

くお願いいたします。

続いての質問に移ります。こうした子どもの居場所につながるような取組は、駅前のみならず、各地域においても重要であると考えます。また、あわせて、子どもが成長していく過程で、各年代がどのような機能、どのような場所を求めているかに合わせて整備していく必要があると考えますが、そうしたニーズを把握する取組は行われているでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。公共施設全般における子どもの居場所のニーズの把握との御質問かと思えます。子どもの居場所と申しましても、未就学児から大学生までと、それぞれの年代や個人の考え方などで居場所は千差万別であると考えます。このニーズを捉える取組としては、昨年、取手市こども計画の策定に伴い実施した小中学生とその保護者を対象にしたアンケートや、15歳から39歳までの若者を対象としたアンケート、また、子育て世代がどれだけ公共施設を利用し、どんな機能を求めているかを把握するために実施したデジタルスタンプラリーなどがございます。また、こども計画策定時のみならず、直接子どもや若者の意見を聴く取組を大切にしています。その一環として実施している「とりでこども未来会議」では、市内全7校の高校生を一堂に会し、若者の目線から、まちづくりをどのように進めていくかを一緒に考えているところです。今後につきましても、直接意見を聴く事業を継続し、関連各課とその声を共有し反映していけるよう、全庁的にこどもまんなかな視点を持って、子どもの居場所づくりを進めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。

資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こども未来会議については、レポートを読ませていただきました。行政として、まちづくりに若者の視点を取り入れるため有用な取組であり、また高校生たち自身にとっても、取手市のことを真剣に考え主体的に地域社会に参画する経験ができる場だと思います。昨年の未来会議では、まさに居場所をテーマとした様々な意見が出ていたと思います。こうした意見をどのように捉え、どのように生かしていこうと考えているか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 答弁させていただきます。昨年実施した、とりでこども未来会議においては、高校生に居場所をテーマとしたワークショップを実施した中で、公共施設の居場所の候補としては、公民館や図書館、公園、取手ウェルネスプラザなどのキーワードがありました。施設に求める機能としては、「同じ施設であっても静かに集中して過ごしたい」といった意見もあれば、「友達とにぎやかに過ごしたい」という意見もあり、特定の機能を求めているものではないことが明らかになりました。そのような中で特

に公共施設に限って言えば、子どもや若者から、——子どもや若者たちから、訪れることに心理的なハードルがあるといった声も聞かれ、もっと気軽に立ち寄ってもいいんだというメッセージを訴えることが必要であると感じたところです。このメッセージを発信できるよう、また個別のニーズにもできるだけ応えていけるように、当事者である子どもや若者と交流しながら、関連する各課と連携して、子どもたちにとって有意義な居場所が提供できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。子どもたちからの声を聞いて生かして行ってほしいと思います。資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） こちらは、今回、公民館での子どもの居場所づくり事業を行うことの広報とりでの記事です。この取組についても、そうした子どもの居場所のニーズに応える事業であったと思います。これについては総務文教常任委員会において改めて詳しくお聞きしたいと思います。この質問では、子育て支援複合施設について伺いましたが、柏のような一体型の複合施設ではないにしろ、駅周辺に子育て支援施設が充実されてきていることを理解しました。子育て支援は単に施設の整備にとどまらず、地域全体で子育て世代を支える仕組みづくりでもあります。新たな施設を造ることは難しくても、既存の施設を活用した取組は、子どもの健やかな成長、さらには本市の定住促進や人口減少対策にも大きく寄与するものと考えます。未来を担う子どもたちのために、そうして安心して子育てできる取手市を実現するために、市が積極的に当事者の声を聴きながら、ハード面・ソフト面、両面で検討を進めて行ってほしいと思います。ありがとうございました。

続いての質問に移ります。資料をお願いします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 令和5年12月にこども誰でも通園制度が閣議決定され、私は令和6年3月、議員になって初めての一般質問で、いち早くこのこども誰でも通園制度について取手市の見通しをお伺いしました。そのときの御答弁には、令和7年度に制度が整備され令和8年度に全国的に実施されること、また取手市では試行的事業の実施状況やこども家庭庁の検討会など、的確な情報収集と当市の制度の整備に努めていくと伺いました。そこで、次年度から実施される、このこども誰でも通園制度の取手市の進捗状況をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。令和6年6月に成立しました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によって、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度が創設されました。本定例会では議案として、当該事業における設備及び運営に関する基準を定める条例を提出させていただいているところです。制度の概要についてですが、保育所等に通っていない生後6か月か

ら満3歳未満の子どもが対象で、月一定時間までの利用が可能となっております。実施方法としましては、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの区分がありまして、各施設の実情に合わせた事業方法で実施していただくことになります。当市における進捗状況といたしましては、市内の教育・保育施設等に1園1園お伺いして、事業概要を説明し御意見をいただきながら、事業実施に向けての意向調査を行っているところです。現時点におきましては、公立保育所以外にも実施を予定している、検討している施設が数施設ある状況です。本定例会におきまして、当該事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が議決されましたら、希望されている各施設より認可申請を受け付ける予定となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。その中で、2つ詳細をお聞きします。まず、月一定時間までの利用可能とのことですが、具体的数字を入れて、どれぐらいまで利用可能なのか、また費用は幾らかなど、御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 御質問に答弁させていただきます。まず利用可能な月一定時間の具体的数字でございますが、令和7年度に先行して実施されております、こども誰でも通園制度においては、国の実施要綱上、月の利用時間が月10時間とされております。こども家庭庁が主催するこども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会において、月の利用時間は現在調整中となっております。国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、費用面ということですが、国の実施要綱で、保護者負担は子ども1人1時間当たり300円程度を基準として、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができると規定されております。1時間当たり300円というのは、今公立保育所における2歳児までの一時保育料と同額であるということから、妥当な金額であると我々は考えております。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。月10時間以内、1時間当たり300円と、保護者にとって負担の少ない額と認識いたしました。

次に、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業とありましたが、その違いなどについて詳細な御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 御質問に答弁させていただきます。まず、一般型乳児等通園支援事業でございますが、こちらは乳児等通園支援事業のための保育室等を確保し、専任の職員を配置した上で、当事業を実施するものとなります。このため年間を通して安定的な事業を提供できるものと考えます。一方の余裕活用型乳児等通園支援事業でございますが、こちらは既存の保育施設等において、園児数が定員に満たない場合などの余裕分を当事業において活用し、事業を受け入れる制度となります。児童にとっても同年代の児童に

関わることができ、既存の施設内での運営の中で実施できることから、事業者にとって負担が少なく、導入しやすい制度であると想定しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。余裕型があることで保育所側にも利点があることが理解できました。

続きまして、この誰でも通園制度を導入することの意義について、取手市としてどのように捉えていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 御質問に答弁させていただきます。今回のこども誰でも通園制度は、子ども、保護者など、それぞれの立場において意義があると考えております。まず、子どもの成長の観点においては、家庭だけでは得られない様々な経験や機会が得られ、専門的な知識を持つ保育士がいる場を通じて、物や人への興味・関心が広がり成長していくことが期待されます。年齢の近い子どもの関わりによって社会情緒的な発達を支えるなど、成長に資する豊かな経験をもたらすと考えます。

次に、保護者にとっての意義についてですが、専門的な知識を持つ保育士との関わりによって、孤立感や不安感の解消につながったり、子どもの育ちを共に喜び合えるようなことで、子育ての楽しさ、喜びを実感できるようになると考えております。また、子ども同士の関わりや子どもと保育士との関わりを見ることで、子どもの成長過程と発達の現状を客観的に捉えることができたりするなど、保護者自身が親として成長していくことにつながりますと考えます。こども誰でも通園制度は、一時預かり事業のように、保護者の就労や冠婚葬祭など、またリフレッシュなど、そういった理由を通してお子様を預かる制度とは異なり、就労要件とかを問わず制度を利用することが可能になります。家庭以外の人と関わる機会により、物や人への興味・関心が広がり、年齢の近い子どもとの関わりの中で成長発達に資する豊かな経験をもたらすと考えております。全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するための、まさに、こどもまんなかの制度であると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。子どもにとっても保護者にとっても意義のある、この通園制度であることが理解できました。御説明の中に、子ども同士の関わりや子どもと保育士との関わりを見ることで、子どもの成長過程と発達の現状を客観的に捉えることができるとありました。関わりを見る場面とはこういった機会で見られるのか、具体的に説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 御質問に答弁いたします。在宅で育てる世帯の保護者の中には、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行ってる場合もあります。当事業を利用することで、専門的な知識や技術を持つ保育士から、子どもが得意なことやできていること、興味のあることなどを伝えてもらうことで、親としての自信も回復することができるのかな

と考えております。また、専門的な保育士等の関わりの中で、子どもに対する関わりや遊びなどを通して子どもの育ちを共に喜び合えるようになり、子育ての楽しさや喜びを実感できるようになるのかなと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。制度導入に当たっては様々な課題も出てくるかと考えられます。制度の円滑な運用のためには、保育施設の現場や保護者の意見を丁寧に聞き取ることが重要だと考えます。地域子育て支援拠点事業、一時預かり、ファミリーサポート制度などとの連携を図り、こどもまんなか宣言をした取手市にふさわしく、こども誰でも通園制度が子どものためにも、保護者のためにも、地域全体で子育て家庭を支える仕組みを構築していただきたいと考えております。ありがとうございました。

続いての質問に移らせていただきます。空き家の適正管理と利活用による環境保全の在り方について質問いたします。資料を御覧ください。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 近年、人口減少や高齢化の進行により、全国的に空き家の増加が大きな課題となっております。取手市においても例外ではなく、空き家の増加は景観の悪化、防災・防犯上の懸念、さらには環境衛生の悪化を招くなど、多方面に影響を及ぼしております。こうした状況を踏まえ、市の現状と今後の取組について伺います。まず最初に、取手市における空き家の現状について伺います。空き家の軒数については、総務省の住宅――よろしく願いいたします。すみません。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それではお答えさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。質問の途中で遮ってしまいましたようで申し訳ございませんでした。空き家についてでございます。総務省の住宅土地統計調査では、令和5年度におきまして全国で約900万戸となっております。空き家の軒数はこの20年で約1.5倍に増加していると言われてございます。こちらについては市内におきましても同調査における賃貸用の住宅、売却用の住宅及び――それから、二次的住宅を除きます空き家については、平成30年の3,170軒から令和5年には3,640軒と増加しており、使用目的のない空き家が多数存在しているというような状況でございます。市では近隣住民の方から、草木の繁茂ですとか家屋の老朽化等により情報提供があった空き家等について台帳管理をしてございまして、今年度新たな取組として、台帳登録されました空き家等の実態調査を開始したというところでございます。なお、台帳登録をされております空き家等の軒数についてでございますが、こちらは今年5月から調査を開始したわけですが、その時点では823軒という状況でございます。以上です。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 全国的にも、取手市においても、空き家等の増加傾向があるこ

とが分かりました。空き家が増加傾向の中で、空き家対策の課題についてどのように認識しているかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。空き家等の対応につきましては所有者が行うことが原則であることから、周辺環境への影響を防止するため、空き家の所有者等に適正管理を促しているところでございます。一方で、相続が円滑に行われず所有者が不明となる場合や、所有者が判明していても、金銭的な問題や遠方に居住していることなどから改善に至らない空き家も存在しております。こうした空き家等を発生させない方策、また改善をいかに促していくかが課題であると認識しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 空き家対策においても様々な課題があることは承知しました。空き家の増加により、放置された空き家にある倒壊リスク、景観悪化、害虫・動物被害等により、周辺環境に様々な悪影響を及ぼす事例が実際に発生しているものと思われます。そこでお伺いします。周辺環境保全の観点から、市がどのような対策を講じているのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市といたしましては、周辺環境に悪影響を及ぼす空き家等の対応として、取手市空き家等対策計画に基づく空き家等の発生抑制・予防、空き家等の利活用の促進、管理不全空き家等の解消の3つを、基本方針に沿って各種施策を講じているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 空き家の発生抑制・予防に関しての市の取組はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 市では、空き家の発生抑制・予防を図るため、家族信託等の空き家所有者の早期意思決定につながる制度の活用や、所有者不明土地・建物の発生防止につながるための相続登記の義務化について、いずれもホームページを通じて御案内を行っているところでございます。あわせて福祉部門と連携し、終活関係の冊子にもこれらの案内を掲載できるよう、現在協議を進めているところでございます。さらに、空き家等となった後も問題が深刻化しないために、市政協力員や民生委員に対し、地域の空き家等に関する情報提供への協力依頼もしているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。空き家等となった後も問題が深刻化しないために、市政協力員や民生委員さんに対し、地域の空き家等に関する情報提供への協力依頼もしているとのこと、理解いたしました。

それでは空き家の解消についてお伺いします。近隣に悪影響のある空き家等については、これまでの一般質問でも取り上げられ、所有者調査や所有者への通知や指導など、適正管理の働きかけを行っているとは承知しております。しかしながら、なかなか改善に至らず、倒壊の危険が生じている空き家等も存在していると考えます。そのような空き家については、特定空き家等に認定するなどの対応をしていると存じますが、取手市における特定空き家等の認定件数と、その特定空き家等に対する対応状況についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。これまでに特定空き家として認定した件数は2件ございます。このうち1件は勧告を、1件は助言指導を行っております。それぞれの特定空き家等につきましては、所有者に随時連絡を行い進捗状況を確認するなど、継続的な対応を図っているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。しかしながら、令和7年5月末時点で、取手市内には800軒を超える台帳管理がされた空き家等が存在している中で、特定空き家として実際に認定された件数が僅か2件にとどまっているというのは、市民の皆様の実感とは大きな乖離があるように感じます。実際には倒壊の危険性がある老朽空き家や、衛生・景観上の問題を抱えている物件も複数見受けられ、市民からも、どうして市が対応してくれないのかという声が寄せられています。空き家対策特別措置法の趣旨に照らしても、特定空き家の認定に対するハードルが高過ぎるのではないかと。また、実態調査と評価の体制が十分ではないのではないかと懸念が払えません。ついては今後、地域住民からの情報提供や苦情を基に、より積極的に特定空き家への対応を進める体制を構築していくことを要望します。空き家対策は単なる資産管理の問題にとどまらず、地域の安全、防災・防犯、景観、子育て環境に深く関わる公共的な課題です。空き家の発生の予防など、管理不全空き家等の解消等も重要ですが、それに加えて、空き家を利活用することで空き家が原因となる悪影響を減らすだけでなく、新たな住民の確保にもつながることから極めて重要な取組であると思います。

そこで、空き家等の利活用の促進という部分についてお伺いします。取手市で実施している空き家等利活用の媒介制度に関して、運用開始からの実績や課題、どのように周知・案内を行っているのか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。取手市空き家等の利活用に関する媒介制度でございますけれども、空き家等の利活用に関する相談先が分からないという所有者が、市を通じまして公益社団法人茨城県宅地建物取引協会——通称、宅建協会に紹介することで売買につなげる組織で、令和2年4月から行っております。これまでに延べ21件が、本媒介制度によりまして売買契約が成立している状況でございます。また、周知方法につきましては、市のホームページによる周知の

ほか、おくやみデスクにて制度の案内を行っております。これは、空き家の発生するタイミングの多くが相続時が多いことを考慮いたしまして、できるだけ早く遺族の方に制度をお伝えすることで、空き家の発生防止につながる取組として行っているものでございます。今後も空き家の利活用に向けて、市民課・安全安心対策課や宅建協会と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 空家等利活用の媒介制度に関して、多くの実績があることが分かりました。また、課題や周知方法などについて理解することもできました。空き家問題が地域環境の悪化だけでなく、安全、防災、住民生活の安心に影響を与えるものです。行政は、所有者支援、利活用のための媒介制度の強化、さらには地域住民や地元事業者との連携促進、例えば空き家対策協議会といったものを発足させるなどしてはいかがでしょうか。空き家問題を単なる課題とせず、地域資源の再生や地域活力創出の好機と捉え、安心して暮らせる魅力ある取手市の実現に向けて積極的な施策の推進を強く要望し、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） ここで、佐藤こども部次長より発言を求められていますので、これを許します。

こども部次長、佐藤睦子さん。

〔こども部次長 佐藤睦子君登壇〕

○こども部次長（佐藤睦子君） 先ほどの私の答弁で訂正をお願いいたします。岡口議員からの駅前の子育て支援施設の現状との御質問で、リボンとりでに開園を予定しております新しい民間保育施設の開園時期を「令和9年4月」とお答えしましたが、正しくは「令和8年4月」でございます。訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） おはようございます。無会派クラブ、無所属の佐野太一でございます。今日は傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。また、インターネット配信を御覧の皆様もありがとうございます。よろしくお願いいたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。質問事項といたしまして、災害時に安心して避難できる体制づくり「人の避難、ペット同行、自助の視点から」についてです。先日、台風15号が日本列島を横断し、各地で大きな被害をもたらしました。被害に遭われた皆様には心からお見舞いを申し上げます。また復旧や支援に昼夜を問わず尽力されている方々に、深く敬意と感謝を申し上げます。このように災害は、決して遠い出来事ではなく、いつ取手市で起きてもおかしくない身近な現実です。だからこそ、自分たちには関係ないと思うのではなく、市民一人一人が当事者として備えること、そして行政が市民とともに現実的な体制をつくっていくことが欠かせません。7月に行われました水害時避難想定訓

練の状況も含め、私はこの問題意識から今回の一般質問を行うことといたしました。避難の一つ一つの場面を想定し、本市としてどこに改善が必要なのかを確認しながら、市民の安心につながる体制をお聞きしたいと思います。

まず、人の避難についてです。発令から避難開始までの件をお聞きいたします。レベル3・4の避難情報が出ても、市民が実際に動くかどうかは訓練では十分に再現されていません。今後の訓練では、避難情報が出てから実際に避難を開始するまでを試し、その時間や課題を検証するべきではないでしょうか、お聞きいたします。

〔6番 佐野太一君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えいたします。今回の7月の26日に実施いたしました訓練では、こちら7月1日号の広報とかホームページでお知らせをさせていただきましたとおり、水害時を想定し、浸水想定区域内の市民の方を対象に、タイムライン——マイ・タイムライン等を活用して、避難情報の発令に合わせて各家庭ごとに避難するタイミングや持ち物、経路など、それぞれの段階に取るべき避難行動の確認を取っていたという訓練でございました。市民の皆さんが自分自身の状況に応じた適切な行動を計画し、災害時に迅速かつ安全に避難できる準備を整えることが、これで可能になるかと考えてございます。今回の訓練は、災害時の行動を事前に考えるということで、非常に重要なステップを市民の皆さんに促すものでございまして、十分に意味のある、そういった意味では取組だったと考えてございます。また、今回のような計画確認型の訓練を通じて、市民の意識を高めるというようなことも重要ではないかと考えてございます。また一部の地区の方につきましては、実際に避難所までの避難訓練を行い、避難経路、それから避難時間、避難所の環境などを体験していただいたというところでございます。全市民の方を対象に、実際に避難行動を試す訓練というのも非常に重要だと考えてございますけれども、今現在では多くのリソースですとか、それから調整が必要であり、全市民を対象とした訓練を実際に行うということは難しいかなというところで考えてございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 今日は部長・次長はずっとそこに座っていただくことになると思いますけれども、よろしくお願いします。

それでは、避難情報が出てもすぐに動けない避難行動要支援者への支援体制は実際に機能するか、訓練では検証されておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難行動要支援者の支援体制といたしましては、現在、福祉部局を中心に、御家族や地域の方による御協力をいただきながら避難行動要支援者の台帳整備や個別避難計画の作成を進めているところでございます。現時

点におきましては、避難行動要支援者の支援体制における訓練の実施は行っておりませんが、まずは支援体制の整備を優先的に進め、体制が整ってから訓練を実施するなど、段階的に進めていくことが必要だと考えておりますので、関連部局とも連携を図りながら、引き続き体制整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 要支援者の方の避難、これ非常に私、重要だと考えております。台帳や計画があるだけでは十分だとは言えませんが、支援が実際に何分で到着できるか、どのくらいの手が必要かを動いて確認しなければ、本当の意味で機能しているとは言えないと考えます。現実的な体制をぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、避難経路の安全性について、お聞きします。水害時避難に際して、避難所への避難経路で道路冠水が起きて通行ができないなどの支障が起きた場合、現場で、この道は通れないと市民に指示を出すのは誰でしょうか。警察か市の職員なのか、消防団なのか、自治会なのか、主導はどこになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。災害時、道路冠水や倒木などにより道路の通行が困難となる場合には、道路管理者や警察等が通行止めを行い、災害応急処理本部または災害対策本部において市民に情報発信を行う、そのような流れでございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。それでは、状況に応じてでは、市民にとって分かりにくいという点もあるかと思えます。現地で混乱することも予想できます。誰が判断し、誰が市民に伝えるのか、状況に応じた責任の所在を明確に定めることも重要かと考えております。こちらでもぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、避難所到着直後の対応について、お伺いいたします。避難所に到着した直後、受付で一人一人に書類を記入させるのは、混乱時には現実的に困難です。世帯ごとに簡単に受け付け、詳細は後から確認する方式を見直すなど、受付の方法を変更する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。受付の手續につきましては、原則、避難者の方お一人ずつ受付で、避難者名簿を御記入いただき、避難所内へ御案内していく流れとなりますが、大規模災害時など避難者が多い場合には、受付の混雑が予想されることから、7月26日の水害時避難想定訓練においても受付の簡略化として、スマートフォンのLINE機能を活用した避難所受付を試験的に実施したところでもございます。受付につきましては、障がい者団体との意見交換時にも御意見をいただいております。スムーズな受付方法を調査しており、その一環として試みました。今後は、このようなデジタルツールを有効に活用することで、受付手續の簡略化を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 新しいデジタルでの受付など、大変、今回取り入れていただいたことを感謝いたします。ぜひ進めていただきたい取組だと思っております。避難所で最

も大事なものは、まず安全に受け入れることだと思います。細かい書類は後で確認すればいいことです。世帯単位で簡単に受け付けできる方式を導入する必要があると考えることを、重ねて申し上げておきます。その際、どのくらいの人数を、どの時間で処理できるかを、訓練で検証すべきだと思いますので、ぜひともこの辺の検討もよろしくお願いいたします。

続きまして、避難所での環境整備について、お伺いいたします。備蓄の簡易トイレや導入された移動式のトイレで賄い切れない事態の場合、いざというときに備えて各避難所でのマンホールトイレの利用も検証すべきと考えております。現在、全指定避難所にあるマンホールトイレを利用することが可能か、検証しておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所における環境整備は、被災者の健康と安全を守る上で重要であり、特に避難所での衛生環境の確保は、感染症の予防や生活の質の向上に直結するものであり、取手市におきましても、簡易トイレを備蓄しているほか、災害用トイレトラックを導入するとともに、災害派遣トイレネットワークに加盟し協定自治体間で相互にトイレの確保を行うなど、トイレ環境の整備に努めているところでございます。なお、御質問のマンホールトイレの活用につきましては、既に整備している箇所のほかにも、本管直結型マンホールトイレは利用条件等が重要になってきますので、下水道組合や避難所施設の管理者へ確認を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） トイレ不足は衛生面で避難生活を直ちに悪化させます。どの避難所でどのマンホールが使えるのか、実際に設置してみて、何分で使えるようになるのかを確認することも必要かと考えます。必要数と実際に使える数の差を明確にして、市民に分かりやすく示すべきではないでしょうか。この件のお取組をぜひよろしくお願いいたします。マンホールトイレに関しましては、市内で保育園ですとか保育所ですとか、学校施設でもすぐに使えるような体制になっている場所もあると聞きますが、まだ現在、使えるのか使えないのか分からないというところも多いと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、ペット同行避難についてをお伺いいたします。訓練の実効性についてお聞きします。今回の訓練では、実際にペットを連れてきていただき、ペット同行での実践を行いました。これはこれまでを考えますと、私としてはすごく画期的なことではございました。ペット同行避難をより実践的に行いたいという執行部の皆様の意気をすごく感じております。ありがとうございました。しかしながら、当日のペットの数は少なく、実際の混雑やトラブルが再現できるまでに至っておりません。訓練で課題の抽出を図るということは分かりますが、実効性に欠ける点も少し散見いたしました。よりリアルな訓練とするには、一般の市民にも広く参加していただく形に改め、現実的な課題を洗い出す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。今回の訓練では、昨年の猛暑の中での屋外のペット飼育場所における課題も踏まえ、グリーンスポーツセンター2階をペットの

飼育場所として実施したところでございますが、ペット同行避難訓練につきましては段階的に実施する必要がございますので、まずは動物愛護協議会の方に参加いただき御意見をいただきました。まずは、そのような課題解消を図った中で、段階的に目的を明確にして、計画的に実効性のある訓練につなげていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 実際に混乱やトラブルなどは起きないほうがいいんですけども、実際にトラブルが起きてこそ、課題も見えてくるところもあると思います。ペットが一堂に集まったときに、鳴き声や待ち時間、臭いなどどう生じるかを実際に確かめること、これも訓練でも重要かと考えます。ぜひとも、より現実な訓練の御検討を今後ともお願いいたします。

続きましては、マニュアルの不足について、お聞きいたします。市の避難所運営マニュアルには、「ペット同行可」と記載されておりますが、具体的な運営方法が示されておられません。飼い主向けのマニュアルと避難所運営マニュアルを連携させ、役割分担を明確にすべきと考えています。具体的なゾーニングや対応方法の記載もありますが、マニュアルの改定についてはどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。今回の訓練では、動物愛護協議会に御協力いただき、実際にペットを連れて避難をしていただきました。動物愛護協議会からは、ペット同行避難者への対応に関する具体的な手順などを明確にしたマニュアル等の整備が必要であるとの御指摘がございました。今後、具体的な方策について協議会や関係部署と連携を図りながら、ペット同行避難者への対応を適切に行うためのマニュアルを作成し、実際の災害時における円滑な運営につなげていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） このペット同行避難については、私も以前から何度も取り上げさせていただいております。実際、私が最初に発言を始めてから今日まで、大変進捗が多く、今までやられていなかったことが実行されているということには、改めて感謝を申し上げます。ただ「同行可」と書くだけでは混乱は防げません。ペットの居場所やゾーニング、掃除や消毒のルール、アレルギーの配慮などを具体的に書き込んで、飼い主向けの案内と連動させてこそ、実際に運用できるのではないかと考えています。今回いろいろと御提案をさせていただくことも多いと思いますが、ぜひともマニュアルのアップデートも、こちらをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、受付と管理についてお聞きします。人とペットを同じ受付で扱うのは、対応が難しいのではないのでしょうか。今回、避難訓練を見て、そう感じました。人とペットを分けて受け付けし、世帯単位で整理する方式の導入や、避難所で動物が苦手な人への配慮をどう反映させますでしょうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。ペット同行避難者への受付につきましては、受付簿記載にかかる時間の問題や、動物の苦手な方への配慮を踏まえた対応が求め

られます。避難所におきましては、不特定多数の人やペットが避難されることから、受付場所の選定や混合ワクチンの接種状況などが把握できるような受付簿の整理などについて、今後、他市町村の状況や国のガイドライン等を参考に調査をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 私も他の自治体や先行例——好事例なども今回いろいろと拝見させていただきました。今回質問するに当たり、取手市の避難所運営マニュアルや飼い主の方のマニュアルですね、これも熟読させていただきました、紙が今日はぼろぼろになってしまいましたので持ってこなかったのですが、これをいろいろ拝見しますと、やはり今のマニュアルの体制ではなかなか難しい点も多いです。人とペットを同じ窓口で処理する必要がある——処理すると必ず混乱が生じると思っています。人用の受付とペット用の受付窓口を分け、世帯単位で番号を振るなど工夫が必要ではないですか。また、動物が苦手な人への配慮を事前に仕組みとして組み込むことも、私としては不可欠かと考えます。この辺も含めて御検討もぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、一時避難と長期避難への対応についてお伺いいたします。一時避難と長期避難では対応が異なると思います。一時避難であれば、受付の仕方や避難場所を季節によって変えるなど応用することができます。ただし、避難が長期化した場合、ペットの餌や水、排せつ物の処理、また飼い主が体調を崩しペットの面倒が見られなくなったときの対応など、いろいろ問題点も多く考えられます。この場合、獣医師会や市民ボランティアと事前に協定を結び支援体制を準備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難所におけるペット飼育スペースの管理運営につきましては、飼い主が責任を持つことを基本としつつ、避難が長期化する場合には、避難者同士の助け合いや動物愛護団体等の協力をいただくことで、より適切な環境整備を進めてまいりたいと考えております。特にペット飼育スペースにつきましては、動物福祉の観点からも、季節や頭数に応じた柔軟な対応を図ることが重要であることから、動物愛護協議会とも連携を図りながら対応していきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ぜひ協議のほう、早急に取り組んでいただいて、やはり支援体制というのもしっかり準備する必要があると考えますので、よろしくお願いいたします。

課題は、責任の引継ぎという部分を考えます。飼い主が体調を崩したとき、誰が代わりに世話をするのかを曖昧にしては、避難所全体に混乱が広がります。協定を結ぶだけでなく、具体的に餌や水はボランティアが行う。緊急時は獣医師会、これは一例ですけれども——といった役割分担を明確にしておく必要があると考えますので、この辺を重点的にぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、自助についてです。今回、私もいろいろ勉強させていただくに当たり、やはり自助の重要性というものを非常に強く感じました。自助の重要性についてお聞きいたしますが、人の避難とペット同行避難は別物のように語られることもございますが、共通

して言えるのは、自助がなければ成り立たないという点です。本市は、人の避難とペットの避難、双方の視点から自助の啓発を今後どう強化していくのか。これまで同様の継続では、市民への周知と自覚を促すことが進まないのではないかと心配を感じております。いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。避難における自助の重要性につきましては、市民一人一人が災害を自分事として捉え、適切な準備や行動を取ることが不可欠であると考えてございます。市といたしましては、出前講座や広報紙等による定期的な啓発を進めていくとともに、ペット同行避難における自助の重要性につきましても、動物愛護協議会や庁内関係部署と連携し周知を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） やはり周知というのが大変難しいというふうに思います。防災訓練ですとか防災に関連したイベント等だけではなくて、例えばペットであればワクチン接種時とか、何か防災と関係のないイベントに際しても防災をひとつ取り組んで市民に促す、こういった取組も考えていただきたいと考えています。ただ、啓発を続けるだけでは市民の行動は変わらないのも事実です。家庭の備蓄率や避難計画を立てている割合などを、何かしらの形で調査・公表して、自分の備えを客観的に知る仕組み作りをすることも、自助を本気で促す方法の一つと考えています。こちらもぜひ検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、平時からの備えについて、お伺いいたします。人もペットも平時からの備えがなければ、避難所は崩壊してしまう可能性も高まります。本市のマニュアルは避難所内の運営に重点を置いておりますが、その前に、各家庭が何を準備すべきか、本市は行政の備えと家庭の備えの役割分担を明確に示すなど、備えについての周知と理解の強化についてはどうお考えになっておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。平時の備えにつきましては避難先や避難経路の確認のほか、各家庭での備蓄品の準備などについても、取手市総合防災マップやホームページ、広報紙等において周知を図っているところでございます。また、ペット同行避難につきましても、飼い主のためのペット同行避難マニュアルを参考に、平時における飼い主の皆様に必要な準備を行っていただけるよう、引き続き工夫をしながら周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。行政と家庭の分担を明確にすることが、市民の安心につながると考えています。本市は避難所や道路を確保する、家庭は3日分の水や食糧を備えるといった具体的な分担を示し、実例を基に周知することも必要ではないでしょうか。私も今まで総務文教常任委員会のほうで、この問題、避難所運営と取り組んでまいりました。自助についても、いろいろ調べるに当たり大変重要かと思っておりますので、この自助についての部分も、ぜひ仕組みづくりをよろしくお願いいたしますと考えてお

ります。よろしくお願いいたします。

続きまして、啓発と参加機会について、お伺いします。市の防災に対する啓発は、人の避難もペット同行も、まだ市民に行き届いておりません。先日も地元、紫水で防災講座を行っていただきました。ありがとうございました。防災の移動トイレトラックも持ってきていただいて、住民の方も大変喜んでおりました。ありがとうございます。ですが、その他の避難訓練などの参加の機会もあるものの、これには限られた方しか参加していないというのも現状です。本市は、見てもらう・使ってもらう・体験してもらう、という仕組みを新たに構築して、災害時の混乱を少しでも解消につなげることが必要と考えています。今後、広報と参加機会の在り方をどのように考えていくかをお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。市では防災訓練や出前講座を通じ、市民の防災意識向上に努めておりますが、御指摘のとおり、参加者に偏りがあることも認識しているところでございます。市といたしましては現状の取組を継続しつつ、広報の工夫や自主防災会を通じた地域への周知など、より多くの方に参加いただけるよう参加機会の拡充を図るとともに、ペット同行避難についても関心の高いテーマとして、より分かりやすい形で情報発信の工夫を行うなど、参加促進を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 人の避難もそうでございますけれども、ペットが同行避難できるということも、まだ周知されておられません。防災を自分事として体験できる機会を広げること、これも重要かと考えております。商業施設や学校での小さな体験、SNSや動画を使った配信など、日常生活の中で自然に防災に触れられる仕組みを構築してはいかがでしょうか。ぜひとも、この提案についても御検討をお願いいたします。

続きまして、自助の見える化について、お聞きします。人の防災もペット防災も、自助の備えがどれほど進んでいるか、本市は実態を把握していません。これでは、啓発が効果を上げているのかも確認することが難しいです。市民の備え、また飼い主としての備えを調査・公表し見える化することで、刺激を受けて準備が進むことも考えられる一つと——考えられると思いますが、この辺どうお考えになりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。先ほども御答弁いたしましたように、自助の取組は災害を自分事として捉え、適切な準備や行動をすることによって、地域全体の防災力の向上につながる大変重要な取組であると考えてございます。これまでも市では、総合防災マップを活用し、備蓄品や非常時の持ち出し品の紹介、家庭での避難行動タイミングのポイントであるマイ・タイムラインの作成方法などを案内し、実践的な自助の普及に努めているところでございます。また、出前講座におけるアンケート調査などにおいても自助に関する項目を加えるなど、自助の見える化に取り組み、市民の自助意識を啓発し、防災意識の重要性を広く周知をしていきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） ありがとうございます。ぜひ自助の促進、よろしくお願いいたします。

備えの状況を公表——調査して公表することができれば、うちの地域はどうなんだろうと市民が関心を持つことも考えられます。それが備えを進めるきっかけとなり、遅れている地域や——遅れている地域への重点対策や、優れた地域への取組の共有にもつながると考えます。自助の見える化についてはまだまだ課題も多くございますけれども、ぜひこの辺の御検討もよろしく願いいたします。

そして4番目、最後、避難訓練全体の改善について伺います。訓練の在り方についてです。本市の訓練について、これまで参加した市民から大変お褒めのお言葉もある一方、実効性に欠けているなどの厳しい御意見も拝聴いたしました。市民の避難開始から受付、ペット対応を含め一連でシミュレーションを行い、実際の混乱も検証できる訓練に改める必要はございませんでしょうか、伺います。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。7月26日に実施いたしました水害時避難想定訓練は、取手市の浸水想定区域にお住まいの住民を対象に行い、マイ・タイムライン等を活用し、避難先や避難開始のタイミングを確認していただくとともに、一部地区の方には実際に避難所まで避難してもらうことにより、避難経路や避難に要する時間を体感していただくことを目的として実施したところでございます。訓練の形態は様々な形があることも承知しておりますので、今後、目的を明確にした訓練を実施していきたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 目的を明確にした訓練、ぜひよろしく願いいたします。一つ一つの目的ですと、やはり訓練の回数をかなり重ねていかないと、いろいろな課題も出てくることがないかと思えます。部分的な訓練では課題が分からないことも多いです。発令から避難、受付、ペットの対応までを通して、これを全て体験してこそ本当の課題が明らかになるようなこともあります。目的を持った訓練も必要かと思いますが、市民を交えて——大勢の市民を交えて行う実践的な訓練に改めていく御検討、こちらのほうもぜひよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。課題の検証と改善について、伺います。訓練後の反省を職員だけで行っておりませんか。訓練の課題は市民に公開されていませんが、今後本市は課題の見える化と改善の検証をどのように行っていくかをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思えます。訓練実施後につきましては、参加者の方から、今回スマホを使ったというようなところもございまして、アンケートを実施してございます。アンケートにつきまして、職員だけでというようなところもあろうかと思えますけれども、アンケートを実施いたしますと、広く意見を吸い上げることができます。ですので、公平にいろんな意見を吸い上げることができますので、そこについての課題解決ということで私どものほうで行っているわけなんですけれども、これまでの訓練を通して、例えば昨年実施いたしました取手二中のほう、まだ空調設備が整っていない環境の中で、体育館の中では三十数度、またペットの同行避難場所につい

ても、日陰ではあったもののかなりの温度が予想されるということで、そういった課題に対しても、今年度はペットの場所を——場所の問題はあろうかと思いますが、まずはそういった課題を解決して、次どうやって訓練に向けていくかということ、課題意識を持って訓練を実施しているというところでございます。

また、今回グリーンスポーツセンターということで、空調の効いた中での避難をしていたというところもでございます。今年度中には市内の小中学校、体育館のほうにエアコンが設置されるということです、そうするとまた今度、避難訓練の形態も違ってこようかと思います。これまでについては、なかなか全市民の方を対象にした避難訓練というのは、いろんな制約がある中で実施をしてきたわけでありますので、そういった環境が変わってくれば当然訓練の方法も変わってくるかと思います。ただ、その課題については、職員だけでというところではございますけれども、佐野議員からも先ほどあったように一定の評価はされているかと思います。いろんな御要望をいただいておりますけれども、その段階、段階で我々のほうでは訓練内容を変えて、それから課題解決を図っているというところは十分ご理解をいただきたいと思います。災害については、いつ発生するか分かりませんので、そんな悠長なことを言っている時間はないんじゃないかという批判を受けるかもしれないけれども、我々のほうでも、できる備えをしている中で、どういったことができるのかということについては、常に課題意識を持って取り組んでいるというところについては御理解をいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 理解はしております。いろいろ大変な訓練の状況は、いろいろ大変なことも多いということも認識しております。今回はその中で、これまで避難訓練等の御指摘をしていただいたということの集大成的な少し御指摘も含めて、提案型の質問を今回は多くさせていただいております。職員だけで行っているという点については、なかなかこれも難しい、市民をどれだけ交えてやるかということも考えがいろいろあると思いますけれども、これからのやはり環境も変わってくるという話——空調設備ですね、これも含めていろいろと改善できる点が多いと思います。空調設備は、特に改善できるというのは大変ありがたく、ペットに関しましても、いろいろな場所を御検討いただいて、訓練のたびに、置く場所ここがいいんじゃないかとか、ここは駄目なんじゃないかとか、そういうことを工夫していただいているというのも十分に承知しているところです。ホームページでペット同行避難をできる場所、これを公開していただいたり大変進捗はあるものの、やはり部長おっしゃってたように、災害はいつ起こるか分かりません。あしたかもしれないし、あさってかもしれないという状況の中で、やはり私としては、できることは一刻でも早く御検討につなげていただき、実践に行っていただきたい、こういった思いを強く感じておるところでございます。課題を公開して市民と共有することで、初めて改善が市民の安心につながると私は考えています。課題を明らかにして、次の訓練でそれが解決したかどうかを市民と一緒に確認する仕組みを整えることが私は必要かとも考えています。

今回、人の避難、ペット同行、自助、そして訓練全体の改善についてお伺いしました。大変急ぎ足で次から次に質問を投げかける形になってしまいましたけれども、思いのほか、

まだ時間も余っておりまして、ちょっと私の流れのスケジュールがちょっと失敗したなということを今さらながら考えております。もう少し深掘りできたんじゃないかなということがちょっと後悔してるんですけども。市民の方が、取手市なら安心して避難できると実感できる体制をつくるため、今後も提案を私は続けてまいりたいと思っております。本日お願いいたしました様々な御検討、ぜひとも今後よろしく願いを申し上げまして、このたびの質問を全て終わらせていただきます。長時間ご答弁いただきまして、どうもありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、佐野太一君の質問を終わります。

13 時まで休憩いたします。

午前 11 時 38 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。もうね、同列に並ぶ先輩議員の皆さんから、「遠山さんおしゃべり止めな」と言われて今、出てきました。先ほどは時間がちょっとあったんですけど、昼休み取っていただきました。議長に一言お礼を言ったところです。おいしいラーメンまで食べに行きたいよということもあったんで、ちょっと効果はあったのかなと思ってます。

では、私からの一般質問を始めます。まず1点目は、不登校への支援について質問するものです。教育長、子どもたちは夏休みを終えて、みんな元気に登校できたでしょうか。猛暑続きで子どもたちの姿が見えず、以前は私も地域の皆さんとボランティア活動を通して、子どもたちと遊び、触れ合う機会がありました。でも、コロナや高齢化をきっかけに、いずれも活動中止となっております。そういう中で私ども日本共産党では5月23日、不登校についての提言を発表しまして、今回取り上げる次第です。子どもの権利を尊重し、子どもも親も安心できる支援が取り組まれているのか。子どもたちは元気になっているのだろうか。保護者はどうなんだろうと、私も心配しています。まず、取手市教育長としてのビジョン、所信をお聞かせいただきます。

〔23 番 遠山智恵子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 姿勢が見えたんでしっかりやりますからね。

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。不登校児童生徒の増加につきましては、全国的にも大きな社会問題となっております、当市におきましても同様に大きな問題であると認識しているところでもございます。また、不登校となってしまった場合でも、安心して児童生徒が学べる場所の提供や、保護者の方の悩みをお聞きするなど、児童生徒や保護者に対し、様々な支援が必要であることも認識

しているところでもございます。不登校児童生徒の把握につきましては、各学校が不登校児童生徒一人一人の状況を把握しておりまして、教育総合支援センターにおきまして、各小中学校にある教育相談部会での報告により現状を把握しているところでもございます。子どもの権利を尊重する点におきまして、令和5年3月の文部科学省により策定されました誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策におきまして、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるという観点で支援を進めているところでもございます。取手市といたしましては、引き続き不登校児童生徒が通いたくなる居場所づくりの推進のため、校内サポートルームや適応指導教室の充実を図るとともに、教育相談部会を主としました相談業務につきましても、充実を図ってまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 今、部長から答弁いただきましたけど、気になるね、その「学び学び」、今、文科省もやっと学校に戻れるようにという方針だったこの不登校対応が、今は本人の意思・本人の選択を優先するんだよという方向に、私はなってるというふうに受け止めていました。その辺、違いますか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。そうですね、今議員おっしゃいましたとおり、不登校の児童につきましては様々な要因がございます。学校に通いたくても、いろんな様々な事情で通えない方もいらっしゃいます。ただ、保護者の方にしましては、児童生徒の学習の面、そういったところもかなり不安でいらっしゃるかと思います。子どもの学びの場というところは、学校でもそうですし、御自宅での学びの場もあるかと思います。保護者にとりましては、お子さんたちの学びの場という提供のほうは御心配されているかと思っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 親にしたら、まずは子どもの命——気持ちですよ。学びはどうなんだ、学習を遅れないか。その前にうちの子大丈夫かな、これ以上ひどくならなきゃいいなとか、そういう思いが先立っていると思いますよ、違いますか。改めて答弁いただきます。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 答弁させていただきます。当然、保護者にとりましては、御自身の児童——子どもたちの生命の安全、それが第一優先だとは考えております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） それをまず最初に答弁すべきですよ、——学び学びって。もう大分今は変わってますからね、遅れを取らないでください、取手市教育。心配になってきました、私本当に。ああそういう答弁から来るのかとは思いませんでした。何のためにヒアリングをやってきたんだろうか。

それから、私たちの共産党の不登校についての提言。これも私が回った学校には、もち

ろん御一読くださいということで届けてきましたし、指導課長のほうにも届けてきたところです。大分、私たちの方針というか、そこを見えた上で今回、答弁用意しているんだろうというふうに思ったんですけども、まあ、残念ながら軽い答弁で、した。しっかり受け止めていただきたいと思います。

県のほうでは、今の文科省が不登校についての数字は示さないというようなことで、私もそこは一定理解をして、あまり深掘りしないように、デリケートな問題だし、プライバシーに関わるということを再三言われてますから、教育委員会に。だから、相談を受けた件では、ざっくばらんに伝えながらということでやってきましたけれども。そういう意味では、皆さん公務員という立場で文科省の言われた通りというか、その辺はその方針にのっとっての対応なんでしょうから、それ以上言いませんけれども。県のほうでは数字も示されております。子どもの不登校がこの10年で3倍と急増し、国が全国的な調査を始めた1997年以降、茨城県内は最多で1,000人当たりの人数でも39.7人と示されておりました。2022年度ということで、これはどうしても全体をまとめて報告ということでは遅れるわけなんですけれども、そこは一定の目安として受け止めたいと思います。当市における不登校の児童生徒の現状把握と対応について伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。子どもたちの思いなどを含め、学校がどのように状況を把握しているかという観点でお答えいたします。不登校の児童生徒の現状把握につきましては、部長答弁で御説明させていただいたところですが、不登校の増加という点では、本市におきましても急激ではないものの増加している状況と捉えております。不登校となってしまった要因は、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、人との接触を避けざるを得なかった状況も一因として考えられますが、児童生徒一人一人が置かれている原因や背景が多岐にわたっております。特にコミュニケーション不足により上手に人間関係を構築できず、登校渋りや、なかなか学校に足が向かないところから、教育相談部会において不登校が心配される児童生徒が増えている状況でございます。そのため学校においては、授業において自己の考えを他者に伝える活動を増やすほか、グループワーク等の実施により人間関係づくりに力を入れ、児童生徒の主体的なコミュニケーションづくりに取り組むことにより、まずは新たな不登校を生まないように対応してまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 文科省が2021年に児童生徒を対象に行ったアンケート、その中で先生との関係ですとか、いじめや嫌がらせ、また身体の不調と答えた割合が高くなっているという一定の数値が示され——出たそうです。不登校はあくまでも子どもの責任ではないということ、そして数年前まで——先ほど部長答弁いただいて、私はちょっと少々感情的な質問になってきましたけれども——ちゃんと分かっていますからね、私。そういう意味では、学校に行くことを目標にしてきました。あくまでも本人の選択・思いに添うことが重要視されるようになっております。取手市、遅れを取らないようにしていただきました

い。関係者間でこういった共通認識を持つことが重要だと、今、改めて強く思ってるんですけども、その点、そういった話合いとかやっていますか、教育委員会。共通認識を持つようなことをやってる——すぐ答弁できないってことは、やってない。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 遠山議員の今の御質問に答弁させていただきます。先ほどの御質問にもあったところではございますが、教育委員会としましては、きちんと共通理解を図れる場をつくっております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 簡単な答弁で、「明快です」というか、何か伝わりにくいなあって感じを受けるんだけど。今年1年目、でも、前いた学校からは、「今度うちの先生がセンターに行きますからね」って。本当にそういう、とっても期待されてるというので、私も期待してるんですよ。これから頑張りたいと思います。責任あるセンターですからね。——で、親子でひきこもっているようなケース、取手市に今現在あるのでしょうか。その点伺います。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。親子でひきこもっているケースについてなんですけれども、今現在、センターへの報告はございません。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） よかったです。

次に、子ども自身が広く選択できるような環境整備が重要となっております。安心できる居場所、また自分の存在が認められる環境づくりが求められます。県内の——茨城県内では、13 市町 38 校に広がる校内フリースクール、取手市では「サポートルーム」と名称を位置づけているようですが、その拡充や教育支援センターひまわり——今は適応教室と言わないようなので、ひまわりでの支援、当市にあるなら、民間フリースクール等があれば、そういったところとも連携強化が必要となり不可欠と言えます。ここで取上げたい人の配置について質問を上げているわけなんですけど、まず、フリースクール「サポートルーム」に担当者をきちっと配置し、現在中学校に限定していますけれども、今後小学校に設置の考えはあるのでしょうか。同時に担当者が必要です。その点伺います。御答弁ください。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 御質問に答弁させていただきます。教育総合支援センターにおける支援体制におきましては、第4次取手市教育振興基本計画の重点施策でも、「児童生徒が安心して過ごせる環境及び体制の整備」として掲げており、施策の内容としましては、「児童生徒が抱える課題を早期に発見し、的確に対応するために、教職員に加えて学校連携支援員、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、心理、福祉等の専門家を活用して継続的なチーム支援体制の充実を図る」とあります。教育総合支援センターにおきましては、ただいま申し上げました学校連携支援員をはじめ、センターに勤

務している職員につきましては、既に任用を済ませており、さらに、実情に合わせて年々増やしてきている状況です。また、昨年度、新たに不登校対応支援員の任用を開始したことで、校内サポートルームの環境整備だけではなく、学校に対する指導も行うことで、より幅の広い対応を進めている状況でございます。さらには、教育総合支援センターに配属の指導主事におきましても、昨年度の2名から今年度1名増の3名となったことで、学校との連携や指導につきましても、対応を大幅に増やしている状況となっております。一方で、それらの職員の人数につきましては、何名いけば十分という認識はありません。不登校につきましては、いじめの問題と同様に、大変難しい問題と捉えておりますので、学校とは継続的に協議を進めていくとともに、教育総合支援センターにおいても、その配置について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私、今後、小学校にそのサポートルームの設置を要求したいと思うんです。その点、まずお答えいただければ、はっきりと。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 今現在も小学校のほうで進めているところではございますが、今後も学校と連携を図りながら、引き続き整備を進めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 中学校とその小学校を立ち上げた際、必ず専門の加配といいますか、担当——職員ですよね——を置くというのはこれ現場の要求なんですけれども、その点いかがですか、答弁ください。——配置するのか、しないのか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。人の配置、人員の配置ということなので、ここは学校とよく相談をしていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私、学校から要望を受けてきたんですよ。今頃部長が学校の声聞いてくるなんて、そんなの遅い。指導課長は知りませんか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。学校のほうでは、やはり現状教員の数が足りないという実態もございます。そんな中、このフリースペースに特別な職員を置くということは、非常に大きな課題でもあると思います。ただし必要なことではというふうに思っていますので、今後も教育委員会のほうでしっかり考えて、どこまで対応できるかどうか、いつ対応できるかどうか、そういったところも踏まえて考えていきたいと思っています。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 私がこの夏、8月、ちょっと学校を訪問した際に、「涼しい部屋ないかしらー」って、先生が廊下を行ったり来たりしてたんですよ。たまたま校長との懇談終わって外に出たときに。で、「どうしたの」と言ったら、「今日は、ん、誰ちゃ

んが学校に来てくれたんで、ただ、サポートルームはエアコンついてないんで、ちょっと暑いからどっかいいとこないかなと思ひまして」って。それが実態なんですよ。夏休みだろうが冬休みだろうが学校休みだろうが、行ってみようかなと思ひたら、そこで——そこがもう居場所になる。私、学校はもちろん否定してませんしね。そういう意味では、やはり常に、「ああよく来たね、今日は何する」というくらいの受入れ体制というのは必要だなと。今、未配置——教員の未配置クラスがどのくらいいるのかというのね、これから決算の中でもまた審議していくわけなんですけれども、そういう意味では、本当に必要なところというところにはしっかり手厚くいただきたい。中学校の場合は専科で授業動いてると思うんで、ちょっと小学校はそうはいかないので、やはり配置は必要になるということをしかりインプットしといていただきたいと思ひます。

次に、これまで福祉の視点の対応が求められているということ、私、学校現場回って、それを知ったんですよ、数年前に。——コロナの前だったと思ひます。ということは、スクールソーシャルワーカーをそういうことから何度かここで、議場で要望し配置していただきました、センターのほうにね。文科省では今、このスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究を行っているということが分かりました。各学校に配置されることを求めたいと思ひます。いかがですか。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 答弁させていただきます。今、遠山議員よりお示しいただきました調査研究につきましては、教育総合支援センターにおいて今後、内容について確認をしてまいりたいと思ひます。その上で、取手市の現状に即したスクールソーシャルワーカーの配置について検討してまいります。スクールソーシャルワーカーの現状としましては、会計年度任用職員として相談業務に特化した形で勤務いただいております、相談者と日程調整を行いながら、効率よく相談業務に従事していただいております。今後、支援が必要な状況に応じて、勤務日数の増、または複数人のソーシャルワーカーの任用について、適宜対応してまいります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） せっかく配置していただいたんですけど、スクールソーシャルワーカーは会計年度——一般臨時職員という位置づけです。私も何度かセンターのほうに、ぜひ現場の声ということで、スクールソーシャルワーカーの方に、ちょっと時間——短時間で済むのでちょっとお話伺いたいんですけどと言っても、会うことができません。会計年度なんで、私たちも——私たちからも、そういったことは頼めませんと、そういうことを言われるんですよ、センターの職員から。どういう位置づけなんですか。私たち議員、誰が行っても同じだと思ひますよ。本当にそこに専門職がいれば専門職の話を聞いて、よりよい環境づくり、また人の配置であったり施設管理であったり、それを私たち議員の仕事だと思ひています。ところが一度も会えないんですよ。現場に行ったときに——ソーシャルワーカーが現場に行ったとき、戻ってきてレポートとか資料づくりとか、何か報告しますよね。そのときに、ちょっと5分、10分どうですかって——もちろん専門職ですから個人情報口外しません。そういうの誰も分かってますよ。そういうことを聞

くということじゃないんです。文科省のほうは全ての中学校に配置するということをいつとき表明してたんですけども、それもなかなか難しいようで、せめて常勤化に向けてどうかという調査をやってるだけ——あっ、進めてくれていると私は認識しております。やっぱりデリケートな今、世の中ですからね、ストレス社会と言われて。そういう中で、やっぱり福祉の視点を持った、こういった教員とはまた違った人の配置って重要だなというふうに思ってますので、今後検討していただきたいと思います。で、そのスクールソーシャルワーカーの方、会計年度職員ですけれど、研修とかほかの市町村——県では派遣されてるんですが、そういった同じ同職の方との懇談というか情報交換とか、そういった機会というのはありますか。お答えください。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） スクールソーシャルワーカーだけではないんですけども、本センターのほうに勤務しておる職員に関しましては、研修は定期的に行っております。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 続いて、子どもたちの居場所づくりについて現状と課題について伺います。

○議長（山野井 隆君） 教育総合支援センター長、仲田敦夫君。

○教育総合支援センター長（仲田敦夫君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。不登校となった児童生徒は、それぞれに様々な背景や要因を抱えているため、これら多様な子どもたちの居場所づくりとしての支援が必要だと考えております。不登校となった児童生徒自身も、自分に合った学びを選択する中で、公立の施設だけではなく、民間のフリースクールなども居場所として選択肢の中であると認識しております。市が実施している居場所づくりといたしましては、各学校内の授業等で使用していない教室を活用した、一般的に校内サポートルームと呼ばれる環境を市内の中学校で整備することで、学校に行くことはできるが教室に入ることができない児童生徒の居場所として活用しているところでございます。御質問の課題についてなんですけれども、校内サポートルームの利用につきましては、これまで各学校が独自にサポートルームでの取組を進めてきた状況があり、環境面で課題があると認識しておりましたが、昨年度、不登校対応支援員を新たに任用したことで、環境面の整備や学校に対して指導を行うことで課題解決を進めているところでございます。

また、校内の保健室につきましては、心の安定を図る目的においてもこれまでも活用してきた経緯から、引き続き、児童生徒の居場所としての活用をしてまいります。

また、図書室や青少年センター、放課後子どもクラブ、ポニー牧場については、それぞれの活用目的において居場所となっているということも考えられますが、担当課ではないため個別の状況については差し控えさせていただきます。ただ一例としまして、ポニー牧場につきましては、動物との触れ合いが子どもたちの心に変化をもたらす効果があることは認識しております。しかし、不登校児童生徒は発達段階も一人一人異なるため、触れ合う動物の選択や安全管理の面で細心の注意が必要など、配慮すべき課題がございます。

また、学校に行くこと自体が難しい児童生徒につきましては、旧戸頭西小学校跡地の教育総合支援センター内に適応指導教室ひまわりルームがありますので、学習のほかにも、運動や体験活動などを行い、社会性や協調性、忍耐力を育む時間として利用している状況でございます。この体制を充実させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 教育相談支援センターにある「ひまわり」、以前は——分かりますよね、藤代にあるさくら荘、岡、そこにあったんですよ。ちょうど旧藤代・旧取手の間というか、そういったところに位置づいてるんですけど、今は戸頭にあるんですよ。そこだけなのね。私、以前にも——コロナ前です。取手駅の前のりぼんビル内に、買物がてら寄ってみるといったような——なかなか外に出られない子どもや保護者——大体、保護者同伴が多いって聞いてます。そういったときに買物がてら来てるんだよねという感じで、ふらっと入れれば、そこも一つの居場所になるんじゃないかということで提案してきた経緯があります。駅前なら高校生や大学生も参加し、交流の場になればと思っていますけれども、ぜひそういった点も進めて検討して進めていただきたい。

で、学校名言っていいんですよ——江戸取とか聖徳では、心理学部というか——何かあるということが、また私初めて今回、学校回ってて知ったんですよ。そういう子たちが、やっぱりこういった問題抱えてたりなんか——そういう子たちと一緒に触れ合うことが、行く行くはいい勉強になるんじゃないかな。お互いに交流の場になればいいなということで、そんな提案も実は学校を回ってるときに受けることができました。その点いかがでしょうか——というか、まあ検討していくということでしたので、ぜひそれも含めていただきたいということにします。

続いて、5点目。日本共産党の提言の柱として2点挙げました。今、行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや親への温かい支援、要するに困っている人に寄り添うことを何より大事にしたいと受け止めることが一つ。そして子どもたちが通いたくなるような学校にしていこうと、この2点で提言を構成しております。後者の学校の在り方についてどうあるべきか、所見を求めます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。学校を子どもたちが、学校に行きたい、学校って楽しい、明日が楽しみと思える魅力的な場所にするためには、子どもたちがわくわくドキドキするような、もっと学びたいと感じられる教育活動を実践していくことが重要だと考えております。子どもたち自身が自分を信じ、挑戦し、発見し創造する。そしてそこに感動が生まれるような授業や体験活動を積み重ねていくこと。そんなことができる学校をつくるのが、教育界の大きな使命だと考えております。このような子どもたちにとって魅力ある学校をつくり、人を思いやる心や粘り強さなど、いわゆる非認知能力、これらを育むことが、いじめや不登校の防止にも大きな効果が生まれ——現れます。

また、本市では、アートのまち取手という特徴を生かし、取手市ならではのアートを活

用した教育を推進しております。今年度は、「ハートとアートで子どもたちの未来を拓く取手市の学校教育」というキャッチフレーズを抱え――掲げ、市内全小中学校で一丸となって、アートを活用した教育活動に取り組んでいるところです。このキャッチフレーズの「ハート」とは、子どもの気持ちを理解するというを最も大切にする、これは学校に来られていない子どもたちにとっても同じです。「アート」とは、全ての教育活動において、アートの正解のない自由な発想や表現を大切にするということと捉えて、子どもたちの成長をみんなで支えていくという、取手市の教員の決意でございます。このように、教員が子どもたちをとことん大切にして支えること、また子どもたちが何事も主体的に自分事として考え表現していく機会を多く設定していくことを実践してまいります。そのために、子どもだけでなく指導する教員もわくわくドキドキするような、そういった体験が大切です。教員が明るく元気で学校を楽しむ姿そのものが、子どもたちによい影響を与える環境の一つと言えらると思います。教員自らが意欲的に専門性を高めたり、働きやすい職場環境をつくったりすることが大切です。教育委員会としましては、教職員の専門性を高める効果的な研修を実施し、教員の働き方改革をより一層進めてまいります。これからも学校が子どもたちにとって居心地のよい居場所となること、安全安心が確保された他者との親和的な関わりのある場所となるよう、全力を尽くしてまいります次第です。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） やっぱ学校の在り方って考えたら、何より教職員の皆さんが――先生方が子どもたちに接する時間がしっかり確保できる、そのために働き方改革なども進んで取り組まれてきているんだと思うんです。よく、校長自ら「学校はブラック職場ですからね」と言われたことが、数年来聞いてきました。そういう意味では、国のほうにもそういった声が届いて、先生が集まらない。せっかく教員の免許を取っても働かない――職場へ、学校に希望しないということが、その表われでもあるんだろうと思います。働き方改革も進んでいますが、先生方の実態は改善されているんでしょうか。その辺はどうですか、率直に言って。手応えといいますか、大分変わってきている。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。本市では、教職員のストレスチェック等も全職員に対して行っているところです。その結果につきましては、非常に平均より高い数値が出ているということも実証されておりますので、徐々にまたさらによくなるよう、これからも努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） よろしくお願ひしたいと思ひます。また、各学校現場から、6 番目ですね――6 点目の質問になりますけれども、各学校現場から、よりよい子どもたちのためにと施設環境を求め、要望など届いているかと思ひます。私たち議員も同じ思いでいるわけですが、その辺の達成状況いかがか、まず伺ひます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） 遠山議員の御質問にご答弁申し上げます。ただいまの御質問、学校現場からの環境整備——施設環境に対する御要望ということでしたので、施設環境の観点でお答えをさせていただきます。学校施設は児童生徒が学習活動のために多くの時間を過ごす施設です。こうしたことから、安全安心で快適な教育環境の確保、多様な学習内容・形態に対応することが求められております。そのため、教育委員会では、学校施設の劣化状況等を考慮しながら計画的に対応を進めているところでございます。日頃の中で小規模な修繕や改善の御相談、寄せられます。御要望もいただきます。主に各学校、教頭先生を通じて教育総務課へ随時連絡をいただいておりますが、連絡を受けた際には、まず職員が現場を確認して、修繕等の対応を都度行っている状況です。その確認・修繕に当たりましては、児童生徒の安全の確保、これがまず最優先になります。その上で緊急性の高さですとか、費用の見込み、あとは学校側のニーズに寄り添いながら、様々な手法を検討しながら都度取り組んでおりまして、当課職員による自前修繕ですとか自前対応、そういったものも多々ございます。また一定程度の規模になるようなもの、専門的な対応が必要になるものにつきましては、民間の事業者様に依頼して対応しているところでもございます。また併せまして学校や保護者の皆様方、そして地域の皆様方のお力や御支援、このようなものをいただき、児童生徒が過ごす学校環境がよい形で保たれている。このことにつきましても、教育委員会として非常にありがたいことであると日々感じているところでございます。限られた施設の中での対応となりますので、学校側の皆様方からの御要望の全てにまではお応えできていないところもございます。その一方で、学校の皆様方からは当課での修繕対応について、迅速であるとか、親身であるといったような感謝の言葉も多くいただいております。今後もよりよい学校環境の維持向上を図るべく、日頃からの学校との丁寧なコミュニケーションを図りながら、着実に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 遠山議員、不登校の支援とこの施設の関係というのはどういうことなのか、ちょっと分かりづらいんですけど。不登校の対応と関係ありますか、これ。

○23 番（遠山智恵子君） 関係あるよ。だから質問したんですよ。さっき言ったじゃないですか、子どもたちが通いたくなるような学校にしていくことも提言の中、不登校をつくらないというか、子どもたちが安心して学校に行きたくなるような、そういった学校にしていくことということを2本のうちの1つの柱として、私ども日本共産党では、不登校に対する提言を5月発表したところです。そのことは伝えていたからこうして答弁——答弁なかったということ——質問で関連が見えなかったですか。

○議長（山野井 隆君） 直接なんとなく、はい、分かりました。施設の——いわゆる更新とかが関係するという視点でございしますか。——よろしいですか。

○23 番（遠山智恵子君） 不登校をつくらないように、そのための学校の在り方というところで質問しているわけなんです。

○議長（山野井 隆君） 分かりました。はい、続けてください。

遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） そういう意味では働き方改革が進んでいるけれども、「先生

方どうですか、実態は」ということで質問をしていったわけなんです。私も回って歩いたときに、先ほども言いましたが、教員の未配置、また中学校などは「専科——特に理科の先生が欲しいんですよ」という声、また「教育補助員足りてるかな」というところ、また「サポートルーム不登校支援の加配を求める声」、さらには「除草の要望」、年2回だそうでしたしか、1回かな——1回だったらなおさら足りないんですけど、とか増やしてほしいということ。この温暖化というところでは草が大変だということで、そういう声もありました。それから、住宅地がそばにある学校にしたら、「草を取って、こっちで頑張るんだけど、今度その草を置く置場——置場が欲しい」という、こういった先生方の声が多数寄せられたわけなんです。そういった今、澤部課長のほうから答弁ありましたが、回っていたときにこういった、るる皆さんも御存じだと思うんですけど、こういった要望がまだまだあるよということ……

○議長（山野井 隆君） 遠山議員……。

○23 番（遠山智恵子君） （続）ここで伝えておきたいと思います。先生方が子どもたちのために、施設改善のためにということで要望している声、それから、「いざとなったら学校が防災避難所としたときにフリーWi-Fiも必要ですね」という声も実は寄せられている。

○議長（山野井 隆君） 遠山さん、不登校の対応からちょっと外れてきてますので。質問を変えていただくか、あと時間も大分もう20分ぐらいしかなくて2つありますので。

○23 番（遠山智恵子君） 任せてください。

○議長（山野井 隆君） 不登校への支援という視点での質問をお願いします。

○23 番（遠山智恵子君） ごめんね、だからさっきから言ってるように、先生方が要望を達成していくことで子どもたちが通いやすい……

○議長（山野井 隆君） それ通告にないですから、それ書いてないです。

○23 番（遠山智恵子君） （続）安心に通える学校づくりをということで、私は取り上げております。最後に、澤部課長のいる総務課、褒められてきましたよ。最後に褒めちゃうと、何か今までの話が吹っ飛んじゃっては困っちゃうからどうしたものかと思ったんですけども、「県南でピカ一だと思いますよ」って言われましたからね。

○議長（山野井 隆君） 遠山議員、質問をお願いします。

○23 番（遠山智恵子君） （続）そのこともしっかり評価は評価でしたいと思います。中村市長の姿勢も、いいことはいいと私は褒めてるんですけど。駄目なものは駄目ということで、私ども日本共産党はしっかり信念を貫いてやっています。何年か前の先輩職員がですね……

○議長（山野井 隆君） 遠山さん、質問を続けてください。

○23 番（遠山智恵子君） （続）ここに工具を——腰に工具をぶら下げて、「遠山さん、こうやって今、学校現場、こういうのを付けて、で、私は必ず若い職員を連れていくんですよ。こういうところは、こういうのを使ってこうやってやるとすぐできるよと教えてるんです」と言ってくれた先輩職員がいたことを、私は褒められたときに思い出したんです。若い職員みんなちょうどのいたんで、「みんな褒められたよ」と言いましたよ。それも不登

校をつくらないために学校をよくしていく、本当に大きな役割やってるよということを、ここであえて褒めておきたいと思います。これは学校の声ですからね。

じゃあ、お待たせしました、新川・新堀開発について伺います。6月定例会で問題点を挙げました。その後、対応されたんでしょうか。地権者の方から——地権者の方々から、令和4年、事業者からの回答8項目が未解決のままであり、地元地権者にとっては不信感を抱くのは当然です。当時、市長名で回答をしているわけですから、行政としてもしっかり後追いをするべきではないでしょうか。至急、業者に指導していただきたいが、答弁を求めます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。新川地区につきましては、令和2年4月に茨城県の埋立て許可を受け、許可範囲及び許可区域への仮設搬入道路に取手市で管理する市道や法定外公共物なども含まれていることから、道路法第24条及び取手市法定外公共物管理条例第4条の規定に基づき、土地所有者である取手市の許可を受け、一般事業者が工事のほうを実施しております。この工事に対し、以前より地元の皆様からは、御自身の土地活用や生活環境に関する御相談や御要望をいただいているところですが、こうした内容につきましては、これまでも市と施工業者において再三にわたる協議を重ね、対応を進めてまいりました。御質問にございます、令和4年度に施工業者から提出されました懸案事項に対する回答の内容につきましては、地域の皆様にも御報告をさせていただいているところですが、一部の対応状況につきましては、地域の皆様に御心配をいただいている部分もございます。令和5年12月より施工業者が変更となっておりますが、管理課では本年8月——先月ですけれども、地域の皆様と施工業者との話し合いの場を設けさせていただきました。道路管理者であり、法定外公共物所有者である市といたしましては、変更後の施工業者ともこれまでの経緯や懸案事項を共有しつつ、今後も指導、協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 8月12日に管理課が——管理課の皆さんが、地権者、業者の話し合いの場を設定していただいたということで承知しております。そのときにいろいろ地権者の方から意見が出て、不安な点、心配な点、課題など発言されて、それを受けて早速、業者がその場で調査しますよって言ってくれたんですが、その結果を報告してもらったようなんです、地権者のところで。ただ、私6月定例会の質問で写真を示しながら、この点この点、緑色の水なんてどうなってるのか、こんなにがちがちの搬入路になってるけども、これってどうなんですかということで、ぜひ調べていただきたい。問題ないのかどうかってことで私取上げたわけなんで、行政として改めて調査すべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁いたします。先ほどもちょっと御説明させていただいたんですけども、取手市では、道路法第24条及び取手市法定外公共物工事施工許可の条件の一つとして、道路管理者または第三者に損害を与えたときは、申請者の責任において措置することという条件が付されております。現在も事業期間中のため、今後も施工業者さんのほうに、土地所有者、耕作者の方々の御意見や御要望については、真摯に対応していただくように指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） だから業者がやった仕事が、その後地権者の皆さんにしたら、地域にしたら、これっておかしいよね、これって何なんだろうって不安だから、調べていただきたいがどうですかという質問をしたはずなんですけど、行政はそれをやらないってこと。——そこを聞いているんですよ。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 私どもとしましては、今回その事業主さんというのが、役所ではなくてあくまでも民間でございますので、そちらのほうの方々がいろいろと申請をもって、手続をもって工事を施工されたということで、その中の条件の一つとしていろいろとそういう問題点において、いろいろと心配事とか、そういう問題点に関しては対応していただくように指導していきたいということでございますので、——そういうことでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） はあ、だから行政だって不信感抱かれるんですよ。民民どころじゃないですよ、地元が困ってるっていうわけですから。あれ違法じゃないのって、そこに働く人も言ってるんですよ、だから取り上げてるんですよ、この議場の場で。民民で解決できれば、そんな、今ここでも取り上げませんよ。

2点目の市民にとって相談窓口ということで、改めて行政内の各担当部署について伺います。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁いたします。御指摘のとおり、新川地区内の事業やそれに関わる案件についての懸案事項につきましては、その内容が多岐にわたることから、建設部以外の各部、各課と情報共有を行い、連携を図りながら対応しているところでございます。まず、私ども管理課では、市道及び法定外道路や法定外水路などの法定外公共物に対する許可、指導を行っております。現在、搬入路として使われております、砕石敷の法定外道路や新堀と言われております農業用水路——法定外水路に関する事項につきましては、当課で協議、指導を行っております。次に、田んぼを畑にすることや、農地の保全に対することなど農地法に関することについては、農業委員会が窓口となり対応をしております。また、ほかの地域から土砂を搬入することや、盛土など土砂条例や盛土規制法に関することにつきましては、主として環境対策課が窓口となり対応をして

おります。事業用地に隣接した地権者様から、日々様々な懸案事項の御相談をいただいております。おのずと複数課にまたがって対応となってしまう場合もございますが、今後も各課にて対応した内容や現場状況については、適宜情報共有しながら、引き続き対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） じゃあなぜ、そうやって担当課がちゃんというよ——見てるということで、で、現地を確認していただいているのは各担当課——私も回ってますから承知しております。じゃあなぜ違法だって言われるような資材置場の山ができてるのか。で、それがそのまんま放置されてるんですよ。その先に、勘兵エ堀のほうに道路ができてるんだけど、これまたほかの地権者の土地まで出てたということで、それを直してるとか、こういったことがほったらかしなんですけはつきり言って。で、やりたい放題、捨場になるんじゃないかって心配されております。そういう話になると、「取手市何やってんの、こういうところほかにないよって」、ここまで言われてんですよ。だから地権者の皆さん、私を介して議場でやってくれという声が届いてるわけですよ。しっかり各担当課の皆さん連携して、責任を持って——取手市がもう許可してるわけなんで、責任を持ってしっかりと推移を見ていただき、指導監督していただきたいと思います。以上です。

続いて、ごめん——時間がないので農業——あれっ、部長、答弁あるんですか。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） お答えさせていただきます。ただいま山田課長のほうから、あくまでこれは行政——いわゆる業者と地権者との個人投資のという答弁のほうもやらせていただいたんですけども、我々取手市としてもしっかり現場のほうの確認も行いまして、必要に応じて指導・協議というのは実施しております。それと、道路部分のところの碎石敷いてあるところですか、そちらも民地のほうに入ってるという今ご指摘あったんですけども、そういったところもきちんと業者のほうに指導いたしまして、改善のほうには現場のほうは進んでおります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） あと、農家の方にしたら、太陽光パネルができて、そしたら排水問題が不具合が出てるとということで、業者と今もめているということも現場の声がありますので、その辺も含めて徹底してやっていただきたいと思います。

最後、農業問題についてです。今日は農業委員会会長、お出向きいただきまして、まあさんざんやっちゃったけど、ありがとうございます。昨年に続き令和の米騒動、未解決のままでおります。「今後 10 年、20 年後の農業を見据えて農業支援を行ってほしい」というのは、これは若い農家の嫁さんの実は声でした。答弁をいただきたいと思います。まず、農業委員会会長、よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

農業委員会会長、海老原丈夫君。

〔農業委員会会長 海老原丈夫君登壇〕

○農業委員会会長（海老原丈夫君） このたびは初めて答弁をする機会をいただきまして、

何分にも不慣れではございますが、議員の皆様の御助言や御指導、御鞭撻を賜りまして、会長の職務を務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、遠山議員の御質問に答弁いたします。令和の米騒動によって浮き彫りになったのは、米の安定供給の脆弱性と農業持続可能に向けた仕組み不足ではないかと思っております。農業委員会としてできる支援は、国や市の施策を後押しする役割と、地域農家に寄り添った実務的な支援の両面に分かれると考えております。とりわけ、農業持続可能性については、新規就農者や後継者などの若手農家、規模拡大や法人化を進める農家への農地のあっせんや窓口での相談業務など、担い手への支援に耕作者の確保が必要であり、また農業委員会が毎年実施している農業委員及び農地利用最適化推進委員との農地パトロールによる遊休農地の把握と、その利用調整における農地の有効活用が重要であります。これまでも農業委員会活動として行ってきたものを引き続き継続して実施していくことで、米の安定供給と農業の持続可能性を両立させるべく、市及びＪＡと農業関係団体との連携を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 次に、まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、市の農業支援について御答弁をさせていただきます。

○23 番（遠山智恵子君） 市長に代わってよろしくお願いします。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 農業支援には様々な取組がございまして、国県及びＪＡ茨城みなみや農業団体、また農業委員会とも連携をしながら行っているところです。その中身は、補助金や交付金といった財政的支援もあれば、研修・講座の開催やノウハウの提供による技術的支援、また育苗や稲刈り・乾燥調製を農業者に代わって行う実働的支援が考えられます。財政的支援の面では、国や県の水田活用の直接支払交付金をはじめ、農作物の品目や規模に応じた様々なメニューを活用することで支援を行っており、取手市では主に転作等実施補助金や農地の集積に対する補助金等で農業者支援を行っております。技術的支援については現在、つくば地域農業改良普及センターが主催をします各種研修・講座の開催や、同センターが発行します「水稻情報」において、カメムシ対策や高温障害対策の方法、適切な追肥の方法などを掲載し周知を行っています。取手市においても高温障害対策のチラシの設置や害虫発生に対する注意喚起を、ＪＡ茨城みなみと連携を図りながら行っているところです。実働的支援につきましては、取手市農業公社において、苗の販売や代かき、及び田植のほか稲刈りや乾燥調製を行い、機械や施設を更新できない農業者からの受託を行うことにより、営農が継続してできるよう支援を行っている現状です。耕作ができなくなった農地が放棄地とならないように、農業委員さんを通じまして耕作者を探していただくことも農業支援につながっていることと考えております。このような包括的な支援を引き続き関係機関と連携をしながら継続してまいりたいと考えます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 会長ありがとうございました。大事な私たちの食というのは、

本当に人間、体をつくるわけで、本当に食の安全、食料安全保障と今言われておりますけれども、しっかり国の政策にも位置づけ——位置づいて予算を大幅増やして国もやっていただきたいと思うわけなんですけれども。こういうときに、今また、昨日今日とアメリカとの関税交渉で、米国産米の輸入量が増えるといったような心配される報道も起きております。ただその中でというか、前に、令和4年12月、国は食料安全保障強化政策大綱というものを策定して、基本的な考え方としてうたっているのが、「食料安全保障の強化に向け、過度な輸入依存からの脱却に向けた構造転換とそれを支える国内の供給力の強化を実現するためには、農林水産業・食品産業の生産基盤が強固であることが前提となる」とうたっているわけです。閣僚の皆さん、また国会議員の皆さん、これ忘れないでよねと本言いたいわけなんですけれども、国待ちなというのは……

〔チャイム音〕

○23 番（遠山智恵子君） （続）行政側、分からなくはないんですけれども、国がなかなか進まなければそれを待ってるんじゃないくて、農家の声を聴いて何ができるというところから、ぜひ取手の農業、米——一番米が多いんですけれども、米づくりへの具体的な施策を打ち出していただきたいと思います。今部長のほうからも関係機関と連携取って進めていくということで、そういう意味では専門職の方がいる、——私もよく問合せするんですけど、普及センターであったり、またJAもそうだと思うんですけれども、ぜひ連携を図っていただきたいと思います。改めて質問に挙げてますので、主食である米づくりへの支援策、具体策、今どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。先ほど部長答弁にもありましたが、取手市においては、現在まで、転作等補助金や集積補助金で農業者の支援を行ってきました。転作等補助金については、農業者の経営所得安定を図るために、主食用米の生産目標数量を達成した農業者に対して、国の交付金にプラスして、市独自に10アール当たり2万2,000円という補助金を交付してきました。しかし、昨今の米価高騰が影響して、飼料用米等を含む戦略作物に取り組む農業者が減少している現実があります。飼料用米を作って国や市から補助金を受けるより、さらに高値で主食用米が取引されているといったことが要因と思われます。今後の米の需給バランス、また、国の農業政策の動向等不確定要素が多い中で……

〔チャイム音〕

○農政課長（染谷 久君） （続）具体策としてはまだ確立されていませんが、先月末に開催されました、つくば市——つくば地域就農支援協議会において、意見交換会の中で、近隣自治体で新たな施策の有無を確認させていただきましたが、具体的——具体策を打ち出している自治体は正直ありませんでした。引き続き、国の農業政策の動向を注視し、近隣自治体や県・JAと連携を密にしながら、農業支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 国にもそういった姿勢というか政策を——声を届けていただきたいなというふうに思います。以上で一般質問を終わりますが、部長、どうぞお願いします。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 今後の米づくりの支援の在り方については、先ほど課長から御答弁をさせていただいたとおり……

〔チャイム音〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） （続）国の施策の動向を注視しながら検討をさせていくということで答弁させていただきました。令和7年4月に閣議決定されました食料・農業・農村基本法には、水田政策を令和9年から大幅に見直すことが記されています。繰り返しの答弁となりますが、米づくりの支援の在り方については、今後そのような国の動向が示される政策を注視しながら検討する必要があると考えています。

○23 番（遠山智恵子君） 以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

以上で、通告された一般質問は全て終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 03 分散会